

議案第 5 4 号

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 6 の項中「又は罹^り災証明書の交付」を削り、同表の 3 6 の項中「ねたきり高齢者等訪問理髪サービス事業」を「在宅高齢者等訪問理美容サービス事業」に改める。

別表第 2 の 1 4 の項中「又は罹災証明書の交付」を削り、同表の 5 2 の項中「ねたきり高齢者等訪問理髪サービス事業」を「在宅高齢者等訪問理美容サービス事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により同法において定められた個人番号及び特定個人情報の利用に関する事務を本条例から削るほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。